

○伊勢広域環境組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

平成 20 年 3 月 19 日

組合規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢広域環境組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 19 年組合条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約をすることができる契約)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号に規定する契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 事務機器の賃貸借に伴う契約のうち、電子複写機の賃貸借契約及び保守契約、簡易印刷機の賃貸借契約及び保守契約その他これらに類する契約
- (2) 情報処理機器（ソフトウェアを含む。）の賃貸借契約及び保守契約その他これらに類する契約

2 条例第 2 条第 2 号に規定する契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 組合の施設の維持管理業務委託契約その他これらに類する契約
- (2) 組合の施設の維持管理機器の賃貸借に伴う契約のうち、機械警備装置設置に伴う賃貸借契約及び業務委託契約その他これら類する契約

(補則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。